(イ)　２のただし書に該当する者にあっては、診療エツクス線技師免許証の写し（診療放射線技師国家試験臨時事務所又は都道府県医務主管課若しくは保健所に当該免許証の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は診療エツクス線技師試験の合格証書の写し（診療放射線技師国家試験臨時事務所に当該証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）若しくは合格証明書

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類　診療放射線技師国家試験受験資格認定書の写し（診療放射線技師国家試験臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成28年12月15日（木曜日）から平成29年１月５日（木曜日）までに診療放射線技師国家試験臨時事務所に提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、診療放射線技師国家試験臨時事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　パソナ・札幌
宮城県　パソナ・仙台
東京都　パソナ
愛知県　パソナ・名駅
大阪府　パソナ・大阪
広島県　パソナ・広島
香川県　パソナ・高松
福岡県　パソナ・福岡
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成29年１月５日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　試験手数料

ア　試験手数料は、11,400円とし、試験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、試験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、平成29年２月９日（木曜日）までに受験票が到着しない場合は、診療放射線技師国家試験臨時事務所に問い合わせること。

6　合格者の発表　試験の合格者は、平成29年３月29日（水曜日）午後２時に厚生労働省及び７の⑵に掲げる各地の診療放射線技師国家試験臨時事務所にその受験地及び受験番号を掲示して発表する。

7　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

診療放射線技師国家試験臨時事務所　東京都中央区日本橋１丁目20番５号　郵便番号103―0027　電話番号03（5200）5857

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記のとおりとする。

パソナ・札幌　国家試験担当
北海道札幌市中央区北五条西２丁目５番　ＪＲタワーオフィスプラザさっぽろ16階

パソナ・仙台　国家試験担当
宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン18階

パソナ　国家試験担当
東京都千代田区大手町２丁目６番４号

パソナ・名駅　国家試験担当
愛知県名古屋市中村区名駅１丁目１番４号　ＪＲセントラルタワーズ42階

パソナ・大阪　国家試験担当
大阪府大阪市中央区淡路町４丁目２番５号　パソナグループビルアネックス

パソナ・広島　国家試験担当
広島県広島市中区本通７番19号　広島ダイヤモンドビル７階

パソナ・高松　国家試験担当
香川県高松市亀井町２丁目１番　朝日生命高松ビル１階

パソナ・福岡　国家試験担当
福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル13階

人材派遣センターオキナワ　国家試験担当
沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

8　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成28年11月30日（水曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室又は診療放射線技師国家試験臨時事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

9　８に関する問い合わせ先　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　郵便番号100―8916　電話番号03（5253）1111（内線2574、2575、4143）　ＦＡＸ番号03（3503）3559

臨床検査技師国家試験の施行

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下「法」という。）第12条の規定により、第63回臨床検査技師国家試験を次のとおり施行する。

平成28年９月１日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　試験期日　平成29年２月22日（水曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

3　試験科目　医用工学概論（情報科学概論及び検査機器総論を含む。）、公衆衛生学（関係法規を含む。）、臨床検査医学総論（臨床医学総論及び医学概論を含む。）、臨床検査総論（検査管理総論及び医動物学を含む。）、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学（放射性同位元素検査技術学を含む。）、臨床血液学、臨床微生物学及び臨床免疫学

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第15条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第４項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において、３年以上法第２条に規定する検査に必要な知識及び技能を修得したもの（平成29年３月21日（火曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学（同法に基づく短期大学を除く。）又は旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学（以下「大学」という。）において医学又は歯学の正規の課程を修めて卒業したもの（平成29年３月21日（火曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑶　医師若しくは歯科医師（⑵に掲げる者を除く。）又は外国で医師免許若しくは歯科医師免許を受けたもの

⑷　次のいずれかに該当する者であって、大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において、医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学、放射性同位元素検査技術学及び医療安全管理学の各科目を修めたもの（平成29年３月21日（火曜日）までに修了する見込みの者を含む。）

ただし、次のいずれかに該当する者であって、平成元年12月31日までに臨床生理学、臨床化学、放射性同位元素臨床検査技術、医用電子工学概論及び看護学総論の各科目を修めたもの並びに平成27年３月31日までに医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学及び放射性同位元素検査技術学の各科目を修めたもの並びに平成27年４月１日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものであって、医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学及び放射性同位元素検査技術学の各科目を修めたもの（平成29年３月21日（火曜日）までに修了する見込みの者を含む。）に対しても、受験資格を認める。

ア　大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者（平成29年３月21日（火曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）